

# 一般社団法人独立蓄積型データ放送研究開発機構 定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、一般社団法人独立蓄積型データ放送研究開発機構と称する。

### (主たる事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、地上デジタル放送波を活用した独立蓄積型データ放送をはじめとする各種の放送通信技術を用いた情報伝達の実用化及びその普及のため、これに関する調査、研究、開発、コンサルティング等を行い、防災や行政に関する情報の伝達及び地域における情報流通等の様々な分野における独立蓄積型データ放送等の放送通信技術の社会実装を通じ、地域経済の発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

### (事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 独立蓄積型データ放送等の放送通信技術の利用に関する調査、研究及び開発
- (2) 独立蓄積型データ放送等の放送通信技術の利用に関するコンサルティング、普及啓発並びにそのための資料や情報の収集及びその提供
- (3) 独立蓄積型データ放送に関する標準規格及び運用規程の検討、検証、評価等
- (4) 独立蓄積型データ放送のエンジニアリングストリームの提供並びにエンジニアリングサービスの運用及び関係事業者等との連絡、調整、契約に関する業務
- (5) 独立蓄積型データ放送に係る標準規格への適合性確認、認証に関する業務
- (6) その他、当法人の目的を達成するために必要な調査研究及び事業

### (公告の方法)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

### 第3章 会 員

#### (会員の構成)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 特別会員 この法人に特別な寄与を行った個人又は団体

#### (入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、この法人所定の入会申込書を代表理事に提出し、社員総会の承認を受けなければならない。

#### (入会金及び会費)

第8条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、社員総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。
- 3 既納の会費等は、いかなる事由があっても返還しない。

#### (退会)

第9条 会員は、当法人が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

#### (除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するときは、社員総会において、総正会員の半数以上が出席し、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、その社員総会の日1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ社員総会において決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第 11 条 前 2 条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 第 8 条の義務を 2 年以上履行しなかったとき。
- (3) 総正会員が同意したとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。

#### 第 4 章 社員総会

(構成)

第 12 条 社員総会は、すべての正会員をもって構成する。

(権限)

第 13 条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事の選任又は解任
- (3) 理事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第 14 条 この法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 15 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会議の日時、場所及び目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により開催日の一週間前までに正会員に対して通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない会員が書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができることとする場合は、開催日の 2 週間前までに書面をもって通知しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第 49 条第 2 項の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(書面による議決権行使等)

第 18 条 社員総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について書面又は電磁的方法をもって議決権を行使し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。この場合においては、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書類をこの法人に提出しなければならない。

2 前項の場合における第 16 条の規定の適用については、その会員は社員総会に出席したものとみなす。

(議長)

第 19 条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第 20 条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

## 第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

理事 1名以上

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

(選任)

第22条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

ただし、必要があるときは、正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事が1名のときは、その理事を代表理事とし、理事を複数名置く場合には、理事の互選によって定める。

(任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、法令及びこの定款に定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、この法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第25条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価としてこの法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

## 第6章 計算

(事業年度)

第27条 この法人の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 28 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けるものとする。これを変更する場合も、同様とする。

## 第 7 章 委員会等

(委員会)

第 29 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、社員総会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、会員及び学識経験者の中から社員総会の決議により選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

## 第 8 章 事務局

(事務局の設置)

第 30 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

## 第 9 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 31 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

(個人情報の保護)

第 32 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、社員総会の決議により別に定める。

## 第10章 基金

(基金の募集等)

第33条 当法人は、社員又は第三者に対し、基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第34条 拠出された基金は、当法人と基金の拠出者が別途合意する期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第35条 基金の返還は、基金の拠出者に返還すべき基金の総額について社員総会における決議を経るものとし、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を社員総会において別に定める「基金取扱規程」に従うものとする。

## 第11章 附則

(事業年度)

第36条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年2月28日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第37条 (省略)

(設立時理事及び設立時代表理事)

第38条 この法人の設立時理事、設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 芝 勝徳

設立時代表理事 芝 勝徳

(法令の準拠)

第39条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人独立蓄積型データ放送研究開発機構設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和6年3月14日

設立時社員 芝 勝徳

設立時社員 八代 吉利